


- 近年、地震や台風等の自然災害が頻発・激甚化しており、今後も巨大地震の発生が予測されるなど、我が国は多様かつ深刻な自然災害リスクに直面している。このような自然災害の発災前（平時）、発災直後の応急期、復旧・復興期を通じて放送（テレビ・ラジオ）は、公衆の生命・財産の確保に不可欠な生活情報等の伝達や信頼性ある正しい社会の基本情報を提供する重要な社会的役割を担っており、国の健全な民主主義の発展に資する社会的基盤である。
- 特に、巨大地震の発生時には、発災後3日間（応急期）は人命救助のための重要な時間であり、被災地域の住民がさまざまなデマや流言に振り回されず、むやみな移動を控えるように、放送が信頼できる情報源として被災状況や交通情報などを提供し続けることが不可欠である。
- 「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム 取りまとめ」（令和7年9月）では、大規模自然災害による甚大な人的・物的被害に耐えるだけでなく、住民に対して生活情報等を伝達し、社会の基本情報を提供する「強さとしなやかさ」を兼ね備えた放送ネットワークの構築を求めている。
- テレビ放送では、地上デジタル放送の移行から約15年が経過し、放送ネットワークを構成する放送施設や難視聴地域を支える共聴施設が更新期を迎えている。こういった中、中継局の共同利用や全国的に整備が進んできたブロードバンドネットワークの活用など、テレビ放送ネットワークの効率化に向けた取組が進んでいる。
- こうした状況を踏まえ、本アクションプランでは、2040年頃の次期設備更新時期までを当面の目途とし、放送が、その社会的役割を維持していくための取組を示す。

1 発災時に放送が果たす社会的役割（特に災害面に着目した場合）

時系列 情報提供主体	①平常時の情報 （発災前）	②警戒期の情報 （発災直前）	③応急期の情報 （～発災後3日目）	④復旧・復興期の情報 （発災後4日目～）
放送事業者	・ 防災教育コンテンツ等の放送	・ 気象警報・臨時情報、避難指示等の放送 ・ ライブカメラによる道路や河川等の危険情報の放送	 災害発生	・ 左記③に加えて、ライフラインの復旧見込み、生活再建等に関する情報等の放送 ・ 避難所等の視聴支援
市区町村				・ 臨時災害放送局を活用した行政情報等の提供 ・ 避難所等の視聴支援

2 放送ネットワークの強靱化の取組状況

○放送法施行規則（第104条～第109条）において、予備設備や発電機・蓄電池の設置、放送機器の転倒防止措置等を義務化。

地上基幹放送 (R7. 3時点)		予備電源 (※) 1日以上稼働率/3日以上稼働率	新耐震基準 基準を満たす割合 局舎/鉄塔	浸水想定区域 区域内にある割合 津波/高潮・洪水等	その他の中継局の 回線多重化
テレビ	演奏所	99%/73%	96%/---	23%/59%	済
	親局	99%/91%	91%/74%	0%/10%	済
	プラン局	95%/80%	70%/41%	0.2%/ 1%	済
	その他の中継局	1W-3W: 61%/29% 50mW-1W: 50%/10% -50mW: 8%/ 7%	1W-3W: 34%/42% 50mW-1W: 35%/36% -50mW: 69%/42%	---	1W-3W: 11% 50mW-1W: 12% -50mW: 1%
AM ラジオ	演奏所	95%/73%	92%/---	26%/58%	済
	親局	98%/81%	74%/16%	24%/62%	済
	プラン局	98%/85%	72%/ 7%	13%/13%	済
	その他の中継局	65%/30%	16%/11%	---	70%
FM補完	親局	98%/79%	83%/67%	0%/ 6%	済
	その他の中継局	87%/53%	50%/57%	---	48%
FM ラジオ	演奏所	90%/58%	97%/---	28%/55%	済
	親局	95%/88%	86%/32%	1%/ 8%	済
	その他の中継局	76%/40%	35%/35%	---	31%

ケーブルテレビ (R7. 3時点)	予備電源 (※) 設置率	新耐震基準 基準を満たすヘッドエンドの割合	浸水想定区域 区域内にある割合 津波/高潮・洪水等	伝送路の複線化 実施済の割合
ヘッドエンド	95% 蓄電池6時間超 15% 非常用発電機6時間超 79%	86%	14% (うち対策済 8%) /38% (うち対策済24%)	60%

(※) 「予備電源」は、「自家用発電機、蓄電池、又はその両方」を指す
 購入電力の2系統受電をしている割合 テレビ80%、AM81%、FM33%、ケーブルテレビ10%
 燃料補給に関する協定を締結している割合 テレビ78%、AM69%、FM43%、ケーブルテレビ33%

3 放送事故（自然災害、停電等）の発生状況

(単位：件)

区別 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地上基幹放送	199	175	167	187	212	126	94	77	100	86	79
5年平均件数	188.0 (H26-H30平均)					約50%減少		96.6 (R1-R5平均)			---
ケーブルテレビ	53	36	38	38	141	57	50	37	43	34	27
5年平均件数	61.2 (H26-H30平均)					約30%減少		44.2 (R1-R5平均)			---
計	252	211	205	225	353	183	144	114	143	120	106

(注1) 「放送事故の発生状況」(放送技術課)から、発生原因の「自然災害」、「第三者要因(停電を含む)」を集計。

(注2) 地上基幹放送は、テレビ放送とラジオ放送の合計。

テレビ放送：「地上デジタルテレビジョン放送」、「マルチメディア放送」

ラジオ放送：「中波放送」、「中波放送のFM補完中継局」、「超短波放送」、「短波放送」、「コミュニティ放送」

(出典) 総務省資料<放送停波事故の発生状況>

4 放送ネットワーク整備支援事業の措置状況（交付決定件数）

(単位：件)

区別 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
地上基幹放送	54	56	54	68	34	43	43	23	25	15	415
ケーブルテレビ	4	15	11	30	20	42	15	15	17	22	191

(出典) 総務省作成

⇒過去10年間の放送ネットワークの強靱化に係る補助事業の効果（「H26-H30平均」と「R1-R5平均」の比較）

地上基幹放送 実施件数：約400件 → 事故発生件数：約50%減少

ケーブルテレビ 実施件数：約200件 → 事故発生件数：約30%減少

5 災害検討チームの取りまとめと放送施設整備面での達成目標

災害検討チームの取りまとめ（概要）

○ リエゾン派遣などを通じた官民連携の充実

- ・放送事業者による災害対策本部へのリエゾン派遣の検討推進
- ・官民連携の訓練等を通じた連携体制の充実、緊急対応力の向上

○ 事業継続計画の実効性確保、放送ネットワークの強靱化

- ・放送事業者における実効性のある事業継続計画の策定、検証
- ・総務省による放送ネットワークの強靱化等の財政支援
- ・緊急時における許認可手続きの簡素化の検討

○ 衛星放送やインターネットによる地上波放送の代替・周知

- ・発災時における東経110度CS放送のニュース専門チャンネルのスクランブル解除の検討・周知、他の衛星放送による代替の検討
- ・総務省による配信も含めた情報伝達手段の重層化に向けた体制づくり、情報発信

○ 臨時災害放送局の活用促進

- ・臨時災害放送局の無線従事者資格の要件見直し
- ・希望地域における利用可能周波数の事前選定
- ・総務省による関係機関との協力体制の構築に向けた支援

○ 受信環境の確保、平時からの備え

- ・避難所等の受信環境確保に向けた国、自治体、放送事業者間の連携、体制構築

（出典）広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム
取りまとめ（概要）（R7.9.12）

放送施設整備面での達成目標

- 災害検討チームで示された方向性を踏まえ、自然災害や停電等による放送停波の件数を縮減し、平時だけでなく、応急期や復旧・復興期にも安定した放送の提供を目指す

- 達成目標として、自然災害等での放送停波事故の発生実績（5年平均）と、放送ネットワークの強靱化に係る補助事業の実施件数を踏まえ、次の10年間を見据えた目標値を設定

（1）地上基幹放送（テレビ・ラジオ）における自然災害等での放送停波事故件数（*）

現在 96.6件（R1～R5の平均）
↓（25%減少（※1））

将来 72.5件未満（R12～R16の平均）

（※1）過去の効果（50%減少）を踏まえ、次期の補助事業の交付決定件数が半数程度で推移すると見込み、事故発生件数への影響を「25%減少」に設定

（2）有線一般放送（ケーブルテレビ等）における自然災害等での放送停波事故件数

現在 44.2件（R1～R5の平均）
↓（30%減少（※2）（※3））

将来 30.9件未満（R12～R16の平均）

（※2）過去の効果（30%減少）を踏まえ、次期の補助事業の交付決定件数が横ばいで推移すると見込み、事故発生件数への影響を「30%減少」に設定

（※3）幹線・加入者回線部分（引込端子数）の光化率は、民間投資も含め、
R16までに幹線 100%、
加入者回線 80%

を目指し、事故発生件数の低減に資する（*）

（*）本目標は、国土強靱化推進会議（第18回）（R8.2.19）にて公表済み

災害検討チームの取りまとめ（概要）

当面の具体的な取組

○ リエゾン派遣などを通じた官民連携の充実

- ・放送事業者による災害対策本部へのリエゾン派遣の検討推進
- ・官民連携の訓練等を通じた連携体制の充実、緊急対応力の向上

- 放送事業者のリエゾン派遣方針や実際に派遣された際の活動方針の策定による、リエゾン派遣の実効性確保に向けた検討。
- 放送を維持するための、国、自治体、電力事業者、通信事業者、燃料供給者等との連携訓練の実施による、緊急対応力の向上及び関係機関との連携・協力体制の充実。

○ 事業継続計画の実効性確保、放送ネットワークの強靱化

- ・放送事業者における実効性のある事業継続計画の策定、検証
- ・総務省による放送ネットワークの強靱化等の財政支援
- ・緊急時における許認可手続きの簡素化の検討

- 南海トラフ地震の被害想定を見直した地域防災計画を踏まえた、BCPの運用に関する調査の実施を検討。
- 放送事業者等による放送ネットワークの強靱化を促進するために、次のような取組を検討し推進。
 - ＜地上基幹放送の支援内容の拡充＞
 - ①耐震工事の補助対象基準の見直し
 - ②同期放送によるラジオ難聴解消のための支援拡充
 - ＜ケーブルテレビの支援内容の拡充＞
 - ③公設ケーブルテレビの光化による強靱化促進のための支援拡充
 - ④申請主体への一般社団法人等の追加
 - ＜共聴施設の支援内容の拡充＞
 - ⑤条件不利地域にある辺地共聴施設の高度化支援の拡充
 - ＜早期応急復旧に向けた体制整備＞
 - ⑥発災時に放送が社会的役割を果たすため、復旧に必要な額を確保
 - ＜事業の運用方法の見直し＞
 - ⑦事業実施地域の特有の事情に影響されない工期を設定（例えば、3か年事業分割などを導入）
 - ⑧間接補助事業への移行等、効率的な執行体制を構築
- 災害時の無線局開設等に係る「臨機の措置」や、無線局の内容変更に係る手続きの見直しを継続検討。

(参考) 「令和6年能登半島地震」の復旧状況

- ・地上基幹放送(0地域)
 - 輪島市 事業完了 (R7. 12. 23)
- ・ケーブルテレビ(3地域)
 - 輪島市、珠洲市、穴水町
 - 道路啓開の遅延等でR10以降も継続
 - 七尾市 事業完了 (R7. 3. 11)
 - 能登町 事業完了 (R7. 9. 30)

災害検討チームの取りまとめ（概要）

当面の具体的な取組

○ 衛星放送やインターネットによる地上波放送の代替・周知

- ・発災時における東経110度CS放送のニュース専門チャンネルのスクランブル解除の検討・周知、他の衛星放送による代替の検討
- ・総務省による配信も含めた情報伝達手段の重層化に向けた体制づくり、情報発信

- 東経110度CSスクランブル解除の取組や情報入手手段の重層化を促すリーフレットを作成し、継続的に自治体等へ周知予定。

○ 臨時災害放送局の活用促進

- ・臨時災害放送局の無線従事者資格の要件見直し
- ・希望地域における利用可能周波数の事前選定
- ・総務省による関係機関との協力体制の構築に向けた支援

- 臨時災害放送局の運用に係る無線従事者資格の特例措置について継続検討。
- 事前の周波数選定・周知の課題・実現可能性について継続検討。
- 地方公共団体と地域のコミュニティ放送事業者が、臨時災害放送局を円滑かつ迅速に開局・運営するため、コミュニティ放送事業者を主体とした連携訓練や周知啓発を実施検討。

○ 受信環境の確保、平時からの備え

- ・避難所等の受信環境確保に向けた国、自治体、放送事業者間の連携、体制構築

- 指定避難所の受信環境に関する現状調査に基づく受信環境の構築事例集や、地上波放送の代替手段を紹介するリーフレットを用いて、継続的に自治体等へ周知予定。

- 本アクションプランは、2040年頃の次期設備更新時期までを当面の目途とし、放送施設整備からみた達成目標を目指し、今後の補助事業の内容拡充を図るとともに、効率的な執行を行うことで、平時及び災害時の双方において、日本全国で放送によって必要な災害情報が確実に届く環境の整備を推進する。
さらに、放送事業者の経営環境にも配慮しつつ、近い将来発生が想定される、南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった広域大規模災害に対応し得るバランスのとれた災害対策等を推進する。
- なお、放送事業者自身も放送ネットワークの維持に向けて、
 - ①中継局共同利用の取組の推進（日本ブロードキャストネットワーク（J-BN）による全国約480局のミニサテライト局の共同利用）
 - ②中継局等の共同整備の推進、ブロードバンド等代替など新たな伝送技術の開発・導入促進等を進めている（2025年12月「共同利用型モデル」基本合意）。
- 今後のアクションプランについては、
「共同利用型モデル」による放送事業者が所有・運用する中継局等の取扱い、放送全体での将来的なインフラの在り方として、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据えつつ、インターネットも含めた情報空間全体という観点からの検討も踏まえて、見直すものとする。